

## 能勢妙見山奉賛会規約

### 第一条（名称）

本会は、能勢妙見山奉賛会（以下本会という）と称する

### 第二条（所在地）

本会は、事務局を大阪府豊能郡能勢町野間中661  
日蓮宗霊場能勢妙見山内に置く

### 第三条（目的）

本会は、能勢妙見山の護寺教化活動を扶助し、妙見大菩薩様を通して御仏の教えを体得し、会員の精神修養、心の安楽を得ることを目的とする

### 第四条（活動）

本会は、前項の目的達成のため次の事業を行う

- 1) 能勢妙見山の年中行事・月例行事その他の行事の運営並びに布教活動に当たって扶助協力する
- 2) 能勢妙見山の建物・境内地の維持管理を行う
- 3) 会員の信行を助け、相互の親睦交流を図る
- 4) その他本会の目的達成のために必要な事業を行う

### 第五条（会員）

本会は能勢妙見山役員並びに本会の目的に賛同して入会する信徒を以て組織する

2. 本会入会を希望する者は、所定の申し込み用紙に必要事項を記入し、所定の会費を納入する
3. 会員と住所を同じくする家族は、家族会員に申し込む事ができる
4. 家族会員も会員と同様の権利を有する
5. 本会規約に反する行為をしたとき、及び本会の目的に著しく反する行為をする者は役員会の承認の下、退会を勧告する

6. 2年間会費未納にして、連絡なき場合は除籍する

7. 既納の会費は、本会に寄附したものとし、事情如何に関わらずこれを返却しない

### 第六条（会費）

本会の活動は、入会金、会費並びに寄附金によってまかなうものとし、入会金及び会費は次の通りとする

入会金

- 1) 正会員 5,000 円（初年度のみ）
- 2) 家族会員 入会金の徴収はしない

会費

- 1) 正会員 年額 3,000 円
- 2) 家族会員 年額 2,000 円

### 第七条（役員）

本会の運営は、役員会において協議し決定する

2. 本会に次の役員をおく

会 長 能勢妙見山住職がその任に当たる

副 会 長 必要と認められた場合におくことができる

運営委員 若干名とし、内1名は会計を担当する

3. 役員は会長が任命し、任期は3年とする。但し再任は妨げない

### 第八条（その他）

本規約の変更及び規約に定めない事項については、運営の必要に応じてその都度、役員会において協議する

大阪府豊能郡能勢町野間中 661  
日蓮宗霊場 能勢妙見山内  
能勢妙見山奉賛会  
電話 072-739-0329 FAX 072-739-2883